

復興・再生に向けた行財政運営方針

平成26年度における
主な取組状況
(案)



平成27年〇月
福島県行財政改革推進本部

目次

I 視点1 復興を支える財源の確保と財政健全性の確保	1
1 自主財源の確保	
2 国からの復興財源確保	
3 原子力損害賠償金の確保	
4 財政健全性の確保に向けた歳入・歳出両面からの徹底した精査	
II 視点2 復興を加速させる執行体制の強化	4
1 復興・再生を着実に推進するための体制整備	
2 復興・再生に向けた人員の確保	
3 復興・再生を担う人材の育成	
4 多様な主体との協働の推進	
III 視点3 復興を進める市町村との連携強化	12
1 復興・再生に当たっての課題解決に向けた連携	
2 市町村の行政運営に対する人的支援等	
3 復興・再生に向けた取組に対する支援の充実強化	
4 市町村の財政運営に対する支援	
IV その他の取組	19
1 分かりやすく積極的な情報の発信	
2 継続的な行財政改革への取組	

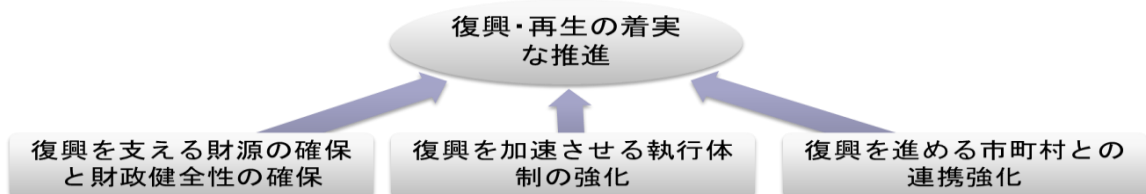
復興・再生に向けた行財政運営方針【概要】

位置付け

復興・再生を着実に推進していくためには、行財政運営の明確な方向性を持ちながら、様々な課題に対して迅速かつ柔軟に対応することが求められることから、復興・再生に向けた当面の行財政運営の基本的な考え方を示すもの。

概要

- 【基本的考え方】 財源の確保や執行体制の強化、市町村との連携強化が重要な課題となっていることから、次の3つの視点に重点を置いた柔軟な行財政運営を推進していく。
- 《視点1》復興を支える財源の確保と財政健全性の確保
 - 《視点2》復興を加速させる執行体制の強化
 - 《視点3》復興を進める市町村との連携強化
- 【対象期間】
- 概ね5年間（平成24年10月策定）
 - 復興・再生の状況等を踏まえ、新たな行財政改革大綱の策定を検討。
- 【進行管理】
- 行財政改革推進委員会から助言をいただきながら行財政改革推進本部において進行管理。
 - 毎年度、取組の推進状況等を踏まえ点検を行い、重点的に取り組むべき課題や今後の方向性等を明確にし、必要に応じて見直しを行う。





【取組方針】

- 1 自主財源の確保
 - (1) 財源捻出等による歳入確保
 - (2) 県税収入の確保
- 2 国からの復興財源確保
 - (1) 復興・再生を推進するための財源措置の要求
 - (2) 新たに生ずる課題への財源確保
- 3 原子力損害賠償金の確保
- 4 財政健全性の確保に向けた歳入・歳出両面からの徹底した精査

1 自主財源の確保

(1) 財源捻出等による歳入確保

◆歳入の確保

内部管理経費の節減や事務事業の見直しを行うとともに、県債や基金の活用等により歳入の確保に努めました。

・事務事業の抜本的な見直し等	29 億円 (平成27年度当初予算ベース)
・原子力災害等復興基金の活用	1,167 億円 (")
・県債の更なる活用	130 億円 (") ほか

◆県有財産の活用

歳入確保を図るため、未利用財産の処分を進めるとともに、県有財産を有効活用した広告事業や行政財産の貸付を公募により行いました。

県有財産活用	件数	金額
未利用財産処分	12件	614.8百万円
広告事業、貸付	36件	53.6百万円

(2) 県税収入の確保

◆個人県民税徴収対策の実施

県税全体の未納繰越額の約7割を占める個人県民税について、賦課徴収権を有する各市町村との連携を深めるため、全県及び各地域で滞納整理推進会議を開催し、各地域の実情を踏まえた個人県民税徴収対策を実施しました。

《市町村と協議の上直接徴収した個人住民税》

年度	件数	金額(千円)
平成26年度	4,023	95,120
平成25年度	4,235	107,523
平成24年度	2,652	69,083

◆福島復興再生特別措置法等に基づく課税の特例制度の周知広報

企業の設備投資や雇用機会の拡大等、税源の涵養に結びつけるため、福島復興再生特別措置法等に基づく課税の特例制度の周知広報に努めました。(県HPへの掲載、県及び関係団体が開催する会議、催事でのPR等)

今後の取組
の方向性

- 引き続き、あらゆる手段による歳入の確保に努めます。
- 県税収入の確保を図るため、個人県民税徴収対策を一層推進するとともに、福島復興再生特別措置法等に基づく課税の特例制度を適正に運用します。

2 国からの復興財源確保

(1) 復興・再生を推進するための財源措置の要求

◆震災復興特別交付税等の確保

国に対し、あらゆる機会を通じて、震災復興特別交付税を始め、震災からの復興・再生に必要な財源措置を求め、震災復興特別交付税について通常分とは別枠で確保されました。

《震災復興特別交付税》

年度	金額(億円)	
平成27年度	994	(当初予算ベース)
平成26年度	749	(交付決定ベース)
平成25年度	658	(交付決定ベース)

◆「原子力災害からの福島復興再生協議会」における復興推進に必要な予算措置の要求

国に対して本県の復興推進に必要な重点事項への平成27年度予算措置を要求し、国の平成26年度補正予算、平成27年度当初予算において財政措置されました。

・協議会の開催実績 2回 (平成26年8月9日 平成27年2月1日)

◆継続的な財源措置

避難地域の帰還に向けた環境整備、長期避難者等の生活拠点の形成等に対し財源措置された「福島再生加速化交付金」について、県の要望の結果、交付金の一部が福島復興再生特別措置法に法定化され、平成27年度から10事業が追加、基金積立の拡充が図られました。

交付金	平成25年度	平成26年度	平成27年度
福島再生加速化交付金	512億円	1,088億円	1,056億円

(2) 新たに生ずる課題への財源確保

◆中間貯蔵施設の整備等に伴う影響を緩和するための財源確保

国に対し、中間貯蔵施設の整備等に伴う影響を緩和するための生活再建築・地域振興策として、自由度の高い交付金を要望し、総額3,010億円の新規かつ追加的な財源として3つの交付金が措置されました。

- ・中間貯蔵施設整備等影響緩和交付金 1,500億円 (うち850億円は大熊町・双葉町へ直接交付)
- ・福島原子力災害復興交付金 1,000億円
- ・福島特定原子力施設地域振興交付金 510億円 (現行の電源立地交付金(年67億円)に毎年17億円を30年間にわたり増額)

※中間貯蔵施設整備等影響緩和交付金と福島原子力災害復興交付金を原資として「福島県中間貯蔵施設等影響対策及び原子力災害復興基金」を造成(1,650億円)

※福島特定原子力施設地域振興交付金を原資とし、14市町村のハード事業及び県内全市町村のソフト事業の支援を目的とした「市町村特定原子力施設地域振興支援事業」(6.8億円)を新設

今後の取組 の方向性

■復興の動きを加速化するために、引き続き、国に対して継続・安定的な財源措置及びより広くきめ細かなニーズに対応可能な制度の運用を求めていきます。



【取組方針】

- 1 復興・再生を着実に推進するための体制整備
- 2 復興・再生に向けた人員の確保
 - (1) 必要な人員の確保と重点的配置
 - (2) 国等への働き掛け
 - (3) 職員採用の見直し
- 3 復興・再生を担う人材の育成
 - (1) 職員研修の充実
 - (2) 専門性を持った人材の育成
 - (3) 組織目標の明確化と育成型人事評価制度の確立
- 4 多様な主体との協働の推進
 - (1) 協働を推進する仕組みや体制づくり
 - (2) アウトソーシングの推進
 - (3) 専門的な知識を持った人材の活用

1 復興・再生を着実に推進するための体制整備

◆組織改正

東日本大震災及び原子力災害からの一日も早い復興・再生に向け、長期化する原子力災害への対応や重点プロジェクトの更なる加速化など、本県が直面する重要課題に迅速かつ的確に対応していくため、次のとおり部の新設を含む組織改正等を行いました。

《平成27年度組織改正の主な内容》

- 複合災害の経験を踏まえた危機管理体制の強化
 - ・危機管理部を新設
- 子ども・子育て支援と青少年健全育成の総合的な推進体制の強化
 - ・保健福祉部の部内局として「こども未来局」を新設
- 避難地域市町村と避難者への一体的な支援体制の強化
 - ・避難地域復興局と生活環境部の避難者支援課及び原子力損害対策課を統合
- 医療人材の確保・養成に向けた推進体制の強化
 - ・保健福祉部「感染・看護室」を「医療人材対策室」に改編
- 風評・風化対策の体制強化
 - ・総務部内に「風評・風化対策監」を新設
- 復興・再生事業の着実な推進に向けた出先機関の体制強化
 - ・富岡土木事務所の復旧・復興課を「道路・橋梁課」と「河川・海岸課」の2課体制に再編

◆財務事務の適正化に向けた執行状況確認・自己点検

重点事業340事業及び重点事業以外の主要事業71事業について、四半期毎に新生ふくしま復興推進本部において、歳入・歳出予算の執行状況の確認・点検を行い、予算の適切な執行管理を始め財務事務の適正化に努めました。

◆新生ふくしま復興推進本部の運営

「新生ふくしま復興推進本部」の下、全庁一丸となって復興・再生を推進するとともに、スピード感を持って確実に“新生ふくしま”の実現に取り組みました。

○平成26年度開催実績 18回

《主な取組状況》

- 複雑化する課題に対応するため、新たに復興対策推進プロジェクトチームを設置し総合的に検討
- 浜通り再生のエンジンとなるイノベーション・コースト構想の推進に向けて、市町村と連携した会議を立ち上げ、具体化を検討
- 避難地域の復興を加速するため、福島特措法に関する緊急要望を実施（平成27年4月24日改正法成立、5月7日公布・施行）

◆組織改正（警察本部）

震災後の社会情勢・治安情勢の変化に対応できる県警察を構築し、県民の安全・安心の確保を図り、本県の復興及び再生を治安面から力強く支えるため、次のとおり組織体制を整備しました。

《平成27年度組織改正の主な内容》

- 警備部災害対策課に、復興に係る総合調整等を担当する復興対策係のほか、原子力災害対策係を新設
- 常磐自動車道の全線開通に伴い、交通部高速道路交通警察隊に南相馬分駐隊を新設し、必要な体制を確保

◆復興・再生に向けた拠点施設の整備

県民が将来にわたって安心して暮らせる環境の創造や復興・再生に向けた各種研究開発・産業創出等のための拠点整備に取り組みました。

《主な拠点整備施設》

拠点施設	供用開始予定（一部供用開始予定を含む）
福島県環境創造センター	平成27年度
ふくしま医療機器開発支援センター	平成28年度
浜地域農業再生研究センター	平成27年度
ふくしま国際医療科学センター	平成28年度

今後の取組 の方向性

- 新生ふくしま復興推進本部の下、全庁一体となって、復興・再生の着実な推進を図るとともに、新たに生じた行政課題に的確に対応するため、不断に組織体制等の見直しを図ります。
- 増大する復興・再生事業を適切に執行するため、迅速かつ確実な業務の執行に努めるとともに、チェック機能の確保や財務事務の適正化に取り組んでいきます。

2 復興・再生に向けた人員の確保

(1) 必要な人員の確保と重点的配置

◆必要な人員の確保

平成27年度に向けて正規職員や任期付職員の採用により職員を増員したほか、他県等や国の独立行政法人等からの職員受入れなどにより必要な人員を確保し、適正な配置に努めました。

- ① 平成27年度正規職員・任期付職員（知事部局）17名増員 ※平成27年4月1日現在
※（任期付職員更新者及び市町村派遣者6名を含む）
- ② 民間企業や独立行政法人等の職員を民間企業等に在籍したまま県で採用する制度を活用し14人を採用（JR東日本(株)、(独)都市再生機構、東京都住宅供給公社等） ※平成27年4月2日以降採用者2名含む
- ③ 他県等応援職員受入決定数（※平成27年4月1日現在）

年度	要請数	決定数	団体数	充足率
平成25年度	296人	220人	44団体	74.3%
平成26年度	241人	215人	43団体	89.2%
平成27年度	206人	198人	39団体	96.1%

◆必要な人員の確保（教育委員会）

大震災で被災した児童生徒等の心のケアのため、県内の小中学校等にスクールカウンセラーを配置するなど必要な人員の確保を図りました。

また、教職員の加配を国へ要求し、県内外に避難している児童生徒を始めとする被災した児童生徒の心のケアや学習支援に必要な教員の確保を図りました。

《平成27年度》

- ・ サテライト校への教員加配 6名
- ・ スクールカウンセラー配置 431校（配置予定数）
- ・ 教職員の加配 501名（配置予定者数）

◆必要な人員の確保（警察本部）

震災対応として容認された警察官の期限付き増員（255名）について、即戦力をもって対応するため、他都道府県警察から多くの特別出向者を受け入れました。

また、復興・再生事業の進展に伴う交通量の増加、復旧作業員等による犯罪増加等に対応するため、相双方部の部署に必要な人員を配置しました。

- ・ 平成27年度特別出向者 205名（39都道府県警察）

(2) 国等への働き掛け

◆国や全国の都道府県等に対する人員確保等に係る要請の実施

本格化する復興・再生事業を着実に推進していくため、全国の都道府県等に対して引き続き職員派遣の要請を行いました。

また、国に対し、機会を捉え、復興に向けた人員確保についての要望を行いました。（国や独立行政法人からの中長期的な職員派遣、職員受入経費等の震災復興特別交付税での措置）

《要請活動等の内容》

- ・ 全国知事会議における職員派遣要請（7月、1月）
- ・ 国（総務省、復興庁等）に対する要望等（6月、12月）
- ・ 自治法派遣要請訪問（各都道府県等／平成26年10月20日～12月4日）

《主な成果》

- ・ 平成27年度他県等応援職員受入決定数 198名（39団体）【再掲】
- ・ 職員受入経費等の震災復興特別交付税措置の継続
- ・ 民間企業や独立行政法人等の職員を民間企業等に在籍したまま県で採用する制度（平成24年度要望後に国が制度化）を活用し、14人を採用（JR東日本（株）、（独）都市再生機構、東京都住宅供給公社等）【再掲】

(3) 職員採用の見直し

◆職員採用試験の見直し等

復興・再生を担う有為な人材を確保するため、受験資格の見直しや東京都での1次試験の実施など受験機会の拡大を図りました。

① 受験資格の見直し	選考試験	受験年齢要件を引上げ ・ 言語聴覚士：35歳以下→40歳以下 ・ 臨床検査技師：29歳以下→35歳以下 など
② 受験機会の拡大	選考試験	獣医師の選考試験 ・ 東京会場で複数回実施（6月、10月） ・ 募集開始時期の前倒し（7～8月→4～5月） ・ 募集期間の拡大（約4週間→約6週間）
③ 受験者の確保	全 般	福島県職員セミナー・県庁見学会、女性対象説明会の開催などの広報活動を実施

今後の取組 の方向性

- 引き続き様々な方策により必要な人員の確保に努めるとともに、復興・再生に係る事業等へ重点的に配置していきます。
- 本県の復興・再生を担う有為な人材の確保に向けて試験制度の見直しや採用募集活動の強化に取り組んでいくとともに、専門性を有する技術職員等確保が困難な人材について、その確保に重点的に取り組んでいきます。

3 復興・再生を担う人材の育成

(1) 職員研修の充実

◆新採用職員の育成

新採用職員一人に対して、相談相手となる先輩職員をサポート職員として配置し、職務や職場生活全般に関してマンツーマンで相談に応じる「新採用職員サポート制度」を実施しました。また、「新採用職員サポート制度」の円滑な運用を図るため、サポート職員に対して研修会を開催しました。

- ・ 平成26年4月1日付け新採用職員（知事部局のみ。任期付職員を含む。）に対して、サポート職員348名を配置
- ・ サポート職員研修会：開催回数8回、受講者228名

◆会計事務職員の資質向上

会計事務のより一層の適正執行に向け、職務内容や経験年数に応じた研修を充実させることにより、会計事務職員の更なる資質向上を図りました。

①会計実務研修会（管理監督職員）	500名
②会計実務研修会（実務担当者）	398名
③新任会計事務職員研修会（前期）	201名
④新任会計事務職員研修会（後期）	183名
⑤財務会計システム研修会	222名
⑥出納事務職員研修会	37名
合 計	1,541名

◆専門性を有する技術職員（土木・農林土木技術職員）の育成

復旧・復興業務へ対応した専門分野の知識・技術の取得を目的として、土木及び農林技術職員に対する専門研修等を実施するとともに、任期付職員や自治法派遣職員を対象とした研修や除染など新たな業務へ対応した研修も実施しました。

また、復旧・復興に向けた業務の記録や情報共有を目的として業務発表会を開催しました。

専門研修（対象者）	受講者数
土木技術職員	750名
農林土木技術職員	351名

◆職員の意識高揚

職員の一層の意識高揚を図るため、管理職員に対する研修を実施しました。

研修名	開催回数	受講者数
新任管理者特別研修	1回	102名
本庁・出先機関管理者研修会	8回	506名

◆職員のメンタルケアを含む健康管理

職員の心と身体の健康を守るため、健康相談窓口において各種相談に対応するとともに、メンタルヘルスケアに関する研修会を実施しました。

《メンタルヘルスケアに関する研修会》

メンタルヘルスサポート研修	1,262名
U30健康教育セミナー	111名
メンタルヘルス研修（新任管理者特別研修）	102名

(2) 専門性を持った人材の育成

◆民間企業や大学院等への派遣研修

専門性を持った人材を育成するため、民間企業や大学院等への派遣研修を検討し、職員派遣を決定しました。

《長期派遣研修（平成27年4月1日現在）》

政策研究大学院大学	1名	防災・復興・危機管理プログラム
三井物産株式会社	1名	プロジェクト本部 環境・新エネルギー事業部 再生可能エネルギー事業室
株式会社JTB国内旅行企画	1名	東日本事業部商品企画部
一般財団法人自治体国際化協会	1名	ソウル事務所
独立行政法人日本貿易振興機構	2名	本部/デュッセルドルフ事務所
東日本高速道路株式会社	1名	福島管理事務所

◆専門性を有する技術職員（土木・農林土木技術職員）の育成【再掲】

復興・復興業務へ対応した専門分野の知識・技術の取得を目的として、土木及び農林技術職員に対する専門研修等を実施するとともに、任期付職員や自治体派遣職員を対象とした研修や除染など新たな業務へ対応した研修も実施しました。

また、復旧・復興に向けた業務の記録や情報共有を目的として業務発表会を開催しました。

専門研修（対象者）	受講者数
土木技術職員	750名
農林土木技術職員	351名

(3) 組織目標の明確化と育成型人事評価制度の確立

◆人事評価制度導入に向けた取組

「新たな人事評価制度」導入に向けて職員の理解を深めるため、職員研修ニュースレターや庁内Webを活用したほか、試行実施に向け、説明会・研修会を実施しました。

・職員研修ニュースレターでの制度周知	1回
・庁内Webでの制度周知	17回
・新任管理者特別研修	1回開催／受講者102名
・人事評価制度の試行に関する説明会	7方部9回開催／受講者552名
・人事評価制度の試行に関する研修会	7方部9回開催／受講者432名

今後の取組
の方向性

- 引き続き職員研修の充実や専門性を持った人材の育成に取り組んでいきます。
- 復興・再生に向け職員一丸となって取り組んでいくため、職員の一層の意識高揚に努めていきます。
- 復興・再生業務を適切に執行するため、引き続きメンタルケアを含む職員の健康管理に取り組んでいきます。

4 多様な主体との協働の推進

(1) 協働を推進する仕組みや体制づくり

◆民間企業等との包括連携協定

包括連携協定を締結した企業との連携をより強化し、震災からの復興や地域の活性化、県民サービスの向上を図りました。

平成26年8月27日	(株)ローソンが浪江町役場前店をオープン
平成26年12月5日	東日本高速道路(株)と、自動車走行サーベイ・モニタリングポストによる定点測定に関する覚書を締結
平成27年1月20日	(株)ファミリーマートが平商業高校と共同開発した商品「フラピーイチゴパン」を販売
平成27年1月22日	(株)ファミリーマートが田村市都路町へ出店
平成27年3月26日	(株)セブンイレブン・ジャパン、(株)イトーヨーカ堂及び(株)ヨークベニマルと「福島県地域の高齢者等の支援に関する協定」を締結

◆地域活動団体等と一体となった地域づくり

NPO法人等の地域活動団体が主体となる震災からの復興支援や被災者支援に効果がある取組に対して補助金を交付し、きずなの維持・再生に向けた地域づくりを支援しました。

また、地域活動団体等の自立的かつ継続的な活動を支援するため、財務会計や資金調達、情報公開などのマネジメント等の講習会を県内複数箇所で開催しました。

・ふるさと・きずな維持・再生支援事業	平成26年度採択事業数	30事業
・NPO法人等活動基盤整備事業	平成26年度実施講座数	14講座

◆復興に向けた多様な主体との協働推進

復興へ向けた多様な主体との協働推進戦略会議により、行政だけでなく、地域住民、企業、NPO法人等の多様な主体が地域の課題についての認識を共有し、協働して課題解決に取り組む体制づくりを進めるほか、協働推進コーディネーター派遣事業として協働する施策や事業を実行に移していくための専門家の派遣を行いました。

・協働推進戦略会議	年3回
・協働推進コーディネーターの派遣事業	年8件

◆総合計画（ふくしま新生プラン）の進行管理における連携

総合計画（ふくしま新生プラン）について、県内7方部で地域懇談会を開催し、各地域の県民の意見等を直接伺い、県民との協働に努めました。

《地域懇談会》
・県内7地域で延べ8回開催（意見総数87件 参加者65名）

(2) アウトソーシングの推進

◆公共事業等における発注者支援業務等の外部委託の活用

復旧・復興事業など大幅な業務量の増加に対応するため、発注者支援業務委託やCM（コストラボ・マシ・イト）業務委託を活用し、設計図書作成や現場監督の一部を委託しました。

《公共事業等の外部委託》

発注者支援業務委託	工事47件、除染17件
CM業務委託	6件

◆業務執行体制の効率化に向けたより一層のアウトソーシングの推進

復興・再生に向け、増大する業務に対応するため、定型的業務などの外部委託等を行い効率化を図りました。

- ・農林水産物の放射線モニタリングの検体採取、運搬搬入、前処理等業務
- ・補助金や奨学金等に係る申請受付、審査業務等
- ・福島県復興公営住宅の入居募集・抽選業務等
- ・民間借上げ住宅の家賃等支払業務等

(3) 専門的な知識を持った人材の活用

◆外部専門家の活用（アドバイザー等）

外部専門家をアドバイザーに委嘱するなど専門的知識を有する人材の活用を図りました。

《主な内容》

福島県クリエイティブディレクターの新設

世界が注目する復興に向けてチャレンジする本県の姿を、国内外に力強く発信するため、「福島県クリエイティブディレクター」を新設し、本県出身の箭内道彦氏を任命しました。（平成27年4月1日）

原子力対策監、原子力専門員の委嘱

原子力発電所の廃炉監視態勢を強化するため、「原子力対策監」及び「原子力専門員」を任命しています。

○原子力対策監：原子力発電所の安全監視に関する県への政策提言等

○原子力専門員：汚染水処理対策委員会等の国機関が開催する会議にオブザーバー出席等

「放射線と健康」アドバイザーグループの設置、市町村への助言等

放射線等の専門家で構成する「放射線と健康」アドバイザーグループ（18人）を設置し、市町村に対する助言や講演会への講師派遣等に活用しました。

○市町村への助言等 14回、講演会等への講師派遣 9回

◆外部専門家の活用（審査会、検討会等への参画）

審査会や検討委員会、研究会等において専門家等から助言等をいただきました。

《主な内容》

「県民健康調査」検討委員会、甲状腺検査評価部会

県民健康調査について助言を得るため、外部の専門家からなる検討委員会を開催しました。

また、甲状腺検査について適切な評価を行っていくため、外部の専門家からなる「甲状腺検査評価部会」を設置しました。

○「県民健康調査」検討委員会 4回開催 ○甲状腺検査評価部会 4回開催

廃棄物処理施設課題検討会

廃棄物が放射性物質に汚染されていることにより焼却灰等の処理が進まないことから、市町村や事業者及び関係機関が参集する検討会において、専門家より放射性物質を含む廃棄物の適正処理などについて助言をいただきました。

○廃棄物処理施設課題検討会 3回開催

環境創造センター運営戦略会議等

環境を回復し、県民が将来にわたり安心して暮らせる環境を創造するための調査研究等の拠点として整備を進めている福島県環境創造センターにおいて、連携・協力して事業を実施する県、日本原子力研究開発機構、国立環境研究所の3者が取り組む具体的な方針等の策定のため運営戦略会議を設置し意見をいただきました。

また交流棟等の展示内容などを検討するための検討会を設置し、外部有識者から意見をいただきました。

○運営戦略会議 2回開催 ○交流棟展示等検討会 4回開催

◆廃炉安全監視協議会、廃炉安全確保県民会議による原子力発電所の安全監視

原子力工学、機械工学、放射線防護等様々な分野の専門家15名と関係13市町村で構成する「福島県原子力発電所の廃炉に関する安全監視協議会」において、原子力発電所の廃炉に向けた中長期ロードマップに基づく国と東京電力の取組を確認しています。

加えて、県民参加による「廃炉に関する安全確保県民会議」を設置し、廃炉等の取組みが安全かつ着実に進むよう県民の皆様の目で確認等を行っています。

- ・ 廃炉安全監視協議会 12回開催
- ・ 廃炉安全確保県民会議 7回開催

◆ IAEAとの連携

本県の環境回復に向けて、世界の英知を結集して取り組む必要があることから、国際原子力機関（IAEA）との協力プロジェクトを実施しました。

《 IAEAとの協力プロジェクト》

平成26年 7月14日～18日	IAEA 専門家14名が来県
平成26年12月15日～18日	IAEA 専門家17名が来県

◆ 除染事業の実施における連携

原子力学会等と連携し、仮置場や除染に対する住民理解を促進するためのリスクコミュニケーションセミナーの開催や放射線に関する知識の普及や理解の促進を目的に大学等と連携して講習や演習を実施しました。また、市町村の求めに応じた住民説明会等への専門家や職員の派遣のほか、環境省と共同で設置した除染情報プラザにおいて、専門家の登録を行い、地域のニーズに応じて専門家の派遣を行いました。

除染に関するリスクコミュニケーションセミナーの開催	3回
大学と連携したリスクコミュニケーション事業	2校
住民説明会等への専門家・職員派遣	9回
除染情報プラザにおける専門家の派遣	257回

◆ 風評払拭に向けた情報発信の検討協議会の設置

学識経験者、メディア各社、関係団体、県等で構成する「新生！ふくしまの恵み発信会議」において、県産農林水産物等の風評払拭に向けた戦略的、効果的な情報発信のあり方を検討しました。

・ 新生！ふくしまの恵み発信会議 3回開催

◆ 大学等との共同研究の実施

県の農林水産試験研究機関と大学等が共同して、農林水産物の放射性物質対策や生産技術確立等に向けた試験研究を実施しました。

また、放射性物質対策試験研究の検討にあたり、大学教授等の外部の専門家をアドバイザーに委嘱しました。

・ 共同研究の相手先 32件 ・ アドバイザーの委嘱 3名

今後の取組
の方向性

- 地域住民、企業、NPO法人等の多様な主体が地域の課題についての認識を共有し、協働して課題解決に取り組む体制づくりを進めます。
- 引き続き個々の事業についてアウトソーシングの可否を検討し、定型的業務等については外部委託化を進めるなど、より一層アウトソーシングを推進し、効果的な業務執行体制の構築を図ります。
- 新たな課題に対応するため、引き続き専門的知識を有する人材の活用を図るとともに、研究機関等との一層の連携強化を図っていきます。



【取組方針】

- 1 復興・再生に当たっての課題解決に向けた連携
- 2 市町村の行政運営に対する人的支援等
 - (1) 県から市町村に対する人的支援等
 - (2) 国や全国市町村等への職員派遣要請
- 3 復興・再生に向けた取組に対する支援の充実強化
 - (1) 計画策定への対応
 - (2) 事業執行への対応
 - (3) 権限移譲の推進
 - (4) 市町村サポート体制の強化
- 4 市町村の財政運営に対する支援
 - (1) 復興財源の確保
 - (2) 原子力損害賠償の円滑な請求
 - (3) 財政健全性の確保

1 復興・再生に当たっての課題解決に向けた連携

◆県と国の協働体制による市町村との協議等

原子力災害により避難地域等となっている市町村の帰還に向けて、市町村の要望・課題に対して迅速に対応し、解決を図るため、県、国でチームを組み、協働体制を取りながら、各市町村を訪問し協議を実施しました（国、県、市町村のいわゆる『3人4脚』の連携体制）。

・ 市町村訪問による協議等 80回

◆長期避難者等の生活拠点整備実現に向けた協議

長期避難者等が避難生活を安心して送ることができるよう、受入市町村ごとに避難元市町村との個別協議を通じて、復興公営住宅の整備箇所、関連施設及び関連基盤整備の合意形成を図り、生活拠点形成を進めました。

・ 受入自治体ごとの個別協議 13回

◆被災市町村職員確保対策等連絡会議の開催

復興・再生業務が本格化するに当たり、不足する職員の確保対策についての協議の場として、被災市町村職員確保対策等連絡会議を開催しました。

・ 被災市町村職員確保対策等連絡会議 2回開催

今後の取組
の方向性

■ 市町村が当面する様々な行政課題の解決に向け、引き続き市町村と連携して取り組んでいきます。

2 市町村の行政運営に対する人的支援等

(1) 県から市町村に対する職員派遣等

◆県任期付職員の派遣

平成27年度に向けて、県において任期付職員を採用し被災市町村へ派遣するため、公募・選考を行いました。

- ・平成27年度任期付職員市町村派遣数 38名（平成25年度及び26年度採用更新者26名含む）
（うち平成27年度採用・派遣職員数12名）※平成27年4月2日以降採用者6名含む

◆市町村の人員確保に向けた支援等の取組

被災市町村における職員確保対策について協議する被災市町村職員確保対策等連絡会議において、任期付職員、再任用職員、臨時・非常勤職員の採用、他地方公共団体への継続派遣要請、復興庁からの職員派遣など、自団体での人員確保について助言を行いました。

また、地方自治体OB職員等の活用を図るため、県OB職員及び県内市町村OB職員等の情報提供を行い、職員が不足する被災市町村とのマッチングを行いました。

- ・被災市町村職員確保対策等連絡会議 2回開催 【再掲】
- ・復興庁スキームにより66名のマッチング
- ・県OB職員1名（葛尾村）（平成27年度採用）
- ・県内市町村OB職員3名（大熊町）（平成27年度採用）

◆市町村合同採用試験等の実施

震災からの復旧・復興等増加する業務に対応するため、県・市長会・町村会と連携して合同で被災市町村職員の採用試験及び説明会を東京都で開催し、2名の採用が内定しました。

- ・大熊町（介護支援専門員）2名採用（平成26年11月採用）

◆市町村等駐在職員の配置

避難指示区域等の11市町村に常駐の駐在員を配置し、関係地方振興局等に配置した担当者と連携し、支援を行い、市町村の課題・要望に対して県・国との連絡調整を図ります。

- ・市町村駐在員等を介して市町村から寄せられた要望等への対応

◆県職員の派遣

復興・再生の支援等を行うため、市町村等からの派遣要請により県職員を派遣しました。

平成25年度	25名（19市町村）
平成26年度	29名（20市町村）
平成27年度	33名（22市町村 1市町村圏組合）

※派遣人数は自治法派遣職員及び相互人事交流職員の合計

(2) 国や全国市町村等への職員派遣要請

◆他の地方公共団体等からの職員派遣

被災市町村において不足する職員の確保に向け、国に対し、総務省を通じた他の地方公共団体からの支援に加え、国や独立行政法人からの中長期的な人的支援の要請を行いました。

また、被災3県合同で被災市町村首長等と共に各都道府県市長会総会等の場での要請や全国の都道府県、町村会などを訪問し、人的支援の要請活動を行いました。

《要請訪問活動》

- ・ 都道府県、市長会、町村会等への人的支援要請訪問
(平成26年6月3日～平成27年2月3日)

《都道府県・市町村等からの派遣職員受入数》

年 度	要 請 数	決 定 数	充 足 率
平成25年度	295名	250名	84.7%
平成26年度	294名	276名	93.9%
平成27年度	334名	293名	87.7%

(平成27年4月1日現在)

今後の取組 の方向性

- 市町村の執行体制確保に向け、市町村自らによる人員確保を促すとともに、引き続き様々な方策により人的支援に取り組んでいきます。

3 復興・再生に向けた取組に対する支援の充実強化

(1) 計画策定への対応

◆市町村の各種計画策定に当たっての県職員の参画等

市町村の各種計画策定に当たり、県職員が参画し、助言や意見調整等の支援を行いました。

- 避難指示区域等にある市町村の復興計画策定に当たり、県職員が委員会の委員、オブザーバー、事務局等として参画し助言を行いました。【7町村26回】
- 「福島12市町村の将来像（主体：国・県・市町村）」策定に当たり、県と市町村との意見交換会を開催し協議を行い、また、有識者検討会等において、国・市町村と意見交換を行いました。【8回】
- 市町村国土利用計画の策定・改定に向けて、県関係機関の意見調整を行うなどの支援を行いました。【改定市町村：2町村】
- 平成26年産米の作付制限等の方針策定に当たり、国や対象市町村と密接な連携を図り、区域設定を行いました。
 - ・ 作付制限 7市町村
 - ・ 農地保全管理・試験栽培 4町村
 - ・ 作付再開準備 7市町村
 - ・ 全量生産出荷管理 1市
- 園芸品目の出荷制限解除に向けて、市町村と連携し、品目に応じた対策を検討しながら、解除後の出荷管理計画を策定しました。【葉茎菜類4品目（1町1村）ユズなど7品目（7市町村）で出荷等制限解除計画を策定し、解除に至りました。】
- 水産業の復興に向け、沿岸市町の復興に係る協議会等に県職員を派遣し、助言を行いました。【4市町】

(2) 事業執行への対応

◆災害復旧事業への支援（農地、農業用施設等）

農地や農業用施設の災害復旧に当たり、高度な技術を必要とする工事等を県営事業として実施しました。

《県営事業実施状況》（平成26年度まで）

事業計画箇所数	発注済	完了
357箇所	141箇所	59箇所

また、農地及び農業用施設等の災害復旧事業における現地調査や災害査定設計書作成に係る支援を行いました。

《団体営（市町村）事業実施状況》（平成26年度まで）

事業計画箇所数	発注済	完了
2,758箇所	2,482箇所	2,307箇所

◆災害復旧事業への支援（公共土木施設等）

「東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事の国等による代行に関する法律」に基づき、市町村からの要請に応じ、市町村所管施設の災害復旧工事の代行を行いました。

また、市町村とより一層連携し、スピード感を持って防災緑地や街路の整備を行うなど、復興まちづくりの推進に努めました。

《県代行工事》

- 相馬市所管の公共土木施設災害復旧事業（市道大州松川線）の代行

《復興まちづくりの推進》

- 防災緑地全10地区で工事着手（平成25年度まで9地区着手）
- 防災市街地復興土地区画整理事業全7地区で工事が進捗
- 防災集団移転促進事業全46地区のうち42地区で造成着手し、39地区で造成工事が完了
- 復興整備計画に関し、関係機関との調整等を行い、10市町村の復興整備協議会を開催

◆復興公営住宅の整備

長期避難者等の生活拠点整備に向け、避難市町村等の意向を踏まえ、復興公営住宅の整備を進めました。

- ・ 4,890戸整備予定のうち建築設計に3,625戸が着手、509戸が完成（平成27年4月30日現在）
（完成：いわき市250戸、郡山市160戸、会津若松市28戸、福島市71戸）
- ・ 4,890戸整備予定のうち県代行整備106戸（大玉村67戸 桑折町39戸）（平成27年4月30日現在）

◆農林水産物の出荷制限解除に向けた連携

農林水産物に係る出荷等制限品目の解除に向けて市町村等と連携して出荷等制限解除計画を策定するとともに、モニタリング検査等を実施しました。

《検査実績》

- 米（平成26年産米） 約1,098万点（平成27年3月末現在）⇒基準値超過なし
- 園芸品目 5,846点 ⇒基準値超過品目なし

◆復興支援員の設置

市町村が取り組む復興・まちづくり事業の支援、避難者・帰還者の相談等に対応するため、県内外に復興支援員を配置しました。

・ 配置人数 41名

◆常磐自動車道の追加ICの実現に向けた連携

避難指示解除準備区域等における常磐自動車道の追加ICの実現に向け、関係市町村及び県・国等で構成する検討会を開催しました。

・ 検討会 4回開催

◆J R只見線復旧に向けた連携

J R只見線の復旧に向けて、会津地方の17市町村等を構成員とする福島県J R只見線復興推進会議（会長：福島県知事）において、「只見線応援団」会員募集活動などを通じて、只見線復旧復興基金寄付金の募集を行いました。

・ 平成26年度の寄付金額 38,633,528円（平成27年3月末までの累計額52,446,822円）
・ 平成26年度の只見線応援団への加入会員数 10,275名

◆埋蔵文化財発掘、文化財救援活動事業

復興事業に対応する発掘調査体制を強化するため文化財発掘調査専門職員の配置の見直しと増員を図りました。

また、避難区域内に所在する町の歴史資料館に残された文化財の救援活動を行いました。

《埋蔵文化財発掘調査専門職員の配置》

平成24年度	11名	(H23年度比 6名増)
平成25年度	18名	(H23年度比13名増)
平成26年度	17名	(H23年度比12名増)
平成27年度	16名	(H23年度比11名増)

《文化財の救援活動》

避難区域内の歴史資料館から一時保管施設（旧相馬女子高等学校）に保管している文化財1,272箱を県文化財センター白河館に設置した仮保管施設へ搬送・保管（累計2,494箱、残り380箱）

(3) 権限移譲の推進

◆オーダーメイド権限移譲

住民に身近な市町村が主体的に地域づくりに取り組むことができるよう、市町村の自主性を尊重した「オーダーメイド権限移譲」に取り組みました。

・ 「都市計画に関する事務（都市計画法：37事務）」を二本松市・伊達市に移譲（平成27年度）

(4) 市町村サポート体制の強化

◆市町村における人材育成

市町村職員の資質向上に資するため「うつくしま、ふくしま相互人事交流要綱」に基づく人事交流や「福島県市町村職員の実務研修に関する要綱」に基づき市町村からの実務研修生を受け入れました。

・ 人事交流 12名／実務研修生18名（平成27年4月1日現在）

◆事務の共同処理・広域処理の調整

「福島県市町村行政支援プラン」に基づき、自主的・主体的な広域連携に取り組む市町村等で構成する協議会等へ人的・財政的支援を行っています。

- ・奥会津5町村活性化協議会 県職員駐在1名（平成27年4月1日現在）
- ・双葉地方広域市町村圏組合 県職員派遣2名（平成27年4月1日現在）

◆被災市町村の復興支援窓口の一元化

被災市町村の復興支援のため、窓口を新生ふくしま復興推進本部総括班に一元化し、避難地域12市町村は避難地域復興局、避難地域以外の市町村は市町村行政課で情報把握、要望対応、対応策の検討及び対応状況の進行管理まで一貫して対応しています。

◆県出先機関における支援体制の整備（富岡土木事務所）

避難市町村のニーズに対応するとともに、浜通りの公共土木施設等の復旧・復興事業を迅速かつ着実に実施するため、富岡土木事務所の組織体制を強化しました。

- ・富岡土木事務所の「復旧・復興課」を「道路・橋梁課」と「河川・海岸課」の2課体制へ再編

今後の取組 の方向性

- 市町村の計画策定、事業執行に当たっては、引き続き、それぞれの状況に応じた適切な支援を行います。
- 市町村への権限移譲については、個別の説明や相談対応を丁寧に行うとともに、移譲後も必要に応じた支援を行います。
- 市町村サポート体制の強化については、市町村における人材の育成や自主的・主体的な広域連携に取り組む市町村に対する支援等を行うとともに、県出先機関における支援体制の整備に取り組んでいきます。

4 市町村の財政運営に対する支援

(1) 復興財源の確保

◆震災復興特別交付税等の確保

復興財源の確保のため、平成26年度震災復興特別交付税の算定のほか、市町村の復興財源の確保を図るため、集中復興期間の延長と財政支援について国に対して強く要望しました。

平成26年度震災復興特別交付税（市町村分） 572億円

◆復興交付金の拡充、新たな交付金の創設

復興交付金については、復興が完了するまで十分な予算を確保するとともに、基幹事業のメニューの追加、補助対象範囲等の見直し及び市町村が自主的かつ効果的に活用できるよう自由度の高いものとするを国に対して要望しました。

また中間貯蔵施設に関して、大熊町、双葉町が行う地権者支援を始め、地域振興に必要な様々な課題に迅速に対応できるよう交付金を交付していきます。

《復興交付金》

平成27年度当初予算 3,173億円 ※国予算措置額

《中間貯蔵施設立地町地域振興交付金》

平成26年度補正 50億円 平成27年度当初 50億円

※平成28年度まで総額150億円

(2) 原子力損害賠償の円滑な請求

◆原子力損害賠償の円滑な請求に向けた支援

東京電力と市町村が税込減の賠償について意見交換を行う場を設けるなど、市町村の賠償請求等が円滑に進むよう、県市町村が一体となって取り組みました。

- ・市町村事務担当者会議の開催 平成26年6月10日
- ・市町村訪問による担当者意見交換の実施 平成26年7月29日～8月8日
- ・市町村及び県と東京電力との意見交換会の開催 平成26年9月4日 11月19日

(3) 財政健全性の確保

◆市町村の財政運営への助言等

市町村の財政健全性の確保のため、市町村の財政運営に対する助言等を行うとともに、市町村が自主的に行う財政計画の策定等への助言を行いました。

《平成25年度決算に基づく健全化判断比率等の状況》

- ・実質赤字比率、連結実質赤字比率は該当団体なし
- ・実質公債費比率、将来負担比率は、全市町村で早期健全化基準を下回っている
- ・資金不足比率は2つの公営企業会計で資金不足比率が算定されたが、経営健全化基準（20％）を下回っている

《平成26年度財政計画策定団体》

- ・6団体

今後の取組
の方向性

- 市町村の復興財源の確保等について引き続き国に対して要望を行います。
- 市町村が円滑に原子力損害賠償を行うことができるよう必要な支援を行います。
- 市町村の財政健全性の確保のため、必要な助言を行います。

1 分かりやすく積極的な情報の発信

◆あらゆる媒体を活用した積極的な広報の実施

テレビ番組や新聞・広報誌の企画構成等を見直しながら、県内外の多くの方々に分かりやすく伝わるよう「復興の見える化」に取り組み、風評の払拭と風化の防止に向けた広報事業を積極的に展開しました。

- ① 復興が進む様子を伝えるテレビ番組等を制作し提供
 - ・復興番組：FTV・KFB/週1回、FCT・TUF/月1回等 CM：年1,766回
- ② 復興の状況等を地元紙・中央紙で分かりやすく特集紹介
 - ・民報・民友/県政特集・年6回等 中央紙5紙/随時広報
- ③ 復興に向けた取組等を拡充して広報誌を構成し提供
 - ・ふくしまから はじめよう。ゆめだより：年6回/約710,000部
- ④ フェイスブックを活用した部局横断的な情報発信
 - ・いいね！（=支持者）獲得数 59,159件
（平成27年3月31日時点：都道府県公式フェイスブックで最多）

◆「ふくしまから“チャレンジ”はじめよう！」主要事業の選定

平成27年度当初予算において、「ふくしまから“チャレンジ”はじめよう！」の趣旨に沿った各部局15の情報発信に関する事業を選定し重点的に推進することにより、国内外への情報発信を強化していきます。

- ・「ふくしまから“チャレンジ”はじめよう！」主要事業 15事業 約66億円

◆復興・再生に向けた取組等の情報発信

新生ふくしま復興推進本部会議において、復興の取組等に関する情報を発信するとともに、福島復興の要となる「福島特措法」について、法体系、基本方針及び関連施策、各計画、優遇措置の内容について、積極的に情報発信しました。

また、県外イベントでの若手職員のプレゼンや「県民シンポジウム」を開催しました。

① 復興の取組等の情報発信等	<ul style="list-style-type: none"> ・新生ふくしま復興推進本部会議 開催回数（18回） ・若手職員5名によるプレゼンテーション隊の結成 ・県民シンポジウム（平成27年3月15日、約350名の県民が参加） など
② 福島復興再生特別措置法の制度の広報・普及	<ul style="list-style-type: none"> ・特措法に関する県ホームページによる情報発信（随時） ・特措法優遇税制手続き期限に関する緊急広報（税理士会、商工会等） ・特措法優遇税制に関する商工会への出前講座（2回）
③ 計画・取組状況等の普及	<ul style="list-style-type: none"> ・復興情報ポータルサイト「ふくしま復興ステーション」（随時更新） ・「ふくしま復興のあゆみ」の発行 4回 ・新聞、雑誌等による情報発信 2回（県政特集欄への寄稿） ・説明会等の機会を通じた情報発信 35回（出前講座14回含む） ・視察対応等による情報発信 21回 など
④ 県内外避難者のニーズに応じたきめ細やかな情報発信	<ul style="list-style-type: none"> ・復旧工事の進捗状況を発信する「事業概要の小冊子」の発行（2014年度版12,000部） ・「復旧・復興インフォメーション（12回発行）」、「土木部メールマガジン（毎週）」の発行

◆県民生活の安全・安心の確保等に向けた情報の発信

① 福島県放射能測定マップの公開

空間線量率等の測定結果をホームページに掲載し情報発信しています。

・平成26年度放射能測定地点 13,837地点（施設）

② 農林水産物及び飲料水のモニタリング検査、米の全量全袋検査結果の公表

農林水産物の放射線モニタリング情報を県のホームページ及び県が運営する専用WEB「ふくしま 新発売。」等で提供しました。

また、水道水や飲用井戸等の放射性物質モニタリング検査結果を県ホームページで提供しました。

・農林水産物のモニタリング検査件数	26,041点
・米（平成26年産米）の全量全袋検査数	約 1,098万点
・水道水のモニタリング検査件数	延べ 12,393検体
・飲用井戸のモニタリング検査件数	延べ 1,846検体

③ 説明会やシンポジウム、セミナー等の開催

県内の消費者を対象として食品中の放射性物質に関する正確な情報や知識を提供するため、学識経験者による説明や放射能簡易分析機器を用いた実演等を交えた説明会やシンポジウム等を開催するとともに、よろず健康相談や妊産婦向けセミナー等を開催しま

・食品と放射能に関する説明会等	71回開催、延べ4,625人参加
・よろず健康相談（ワークショップ）	197回開催
・小児甲状腺がん、妊産婦向けセミナー	81回開催

④ 学校給食モニタリング事業の結果の公表

希望する市町村等の学校給食に含まれる放射性物質の有無や量を細密に検査し、結果を県ホームページで提供しました。

・平成26年度 2,859検体検査（うち検出検体0）

◆県内外避難者のニーズに応じたきめ細かな情報の発信

① 近隣都県への職員派遣

避難者の多い各都県に職員を派遣し、避難者受入自治体等との連絡調整や避難者からの相談対応にあたりました。（平成26年度：14都県に駐在員11名派遣）

② 情報提供事業

避難者に対し、各種情報媒体を活用し、ふくしまの情報を提供しました。

- ・地元紙（福島民報・福島民友）の送付（46都道府県456箇所980部を週2回送付）
- ・広報誌等の送付（避難指示区域12市町村約41,000世帯に月2回送付）
（県外自主避難者約4,000世帯に月1回送付）
- ・地域情報紙「ふくしまの今がわかる新聞」の発行
（避難指示区域指定12市町村約41,000世帯及び46都道府県の公共施設1,700箇所へ送付）
（県外自主避難者約4,000世帯に送付）

◆国際会議等を活用した世界への情報発信

海外における復興関連セミナーや県人会サミットの開催、留学生を対象とするスタディツアー、国際ミーティングエキスポへの出展等を通して、本県の復興に取り組む姿を世界に発信しました。

- ・復興関連セミナー（平成26年9月2日ｼﾞｬﾈｰﾌﾟ 平成26年9月4日ﾛｯﾄﾝ）
- ・県人会サミット（平成26年8月26日から29日）
- ・留学生スタディツアー（平成26年6月28日から29日 平成27年1月17日から18日）
- ・青年海外協力隊候補生スタディツアー（平成26年7月27日 平成26年10月19日 平成27年1月25日）
- ・JETスタディツアー（平成26年10月25日から26日 平成26年11月15日から16日）
- ・国際ミーティングエキスポ（平成26年12月9日から10日）

◆風評払拭に向けた取組

① 観光や県産品、農林水産物の風評払拭に向けた情報発信

観光に係る風評払拭に向け、県内観光地の放射線量や食の検査体制等本県に関する正確な情報発信を行うとともに、「花」「食」「温泉」をメインテーマにプレデスティネーションキャンペーンの実施など本県観光の魅力について発信しました。

また、風評により低下した県産品、農林水産物のイメージ回復を図るため、首都圏情報発信拠点「日本橋ふくしま館」を整備し、県産品の魅力や安全性等を情報発信するとともに、「ふくしま応援シェフ」の協力を得た交流会の開催や各種広報媒体を通じて県産品のイメージ回復に取り組みました。

- ・首都圏情報発信拠点「日本橋ふくしまMIDETTE」開館（平成26年4月12日）
- ・雑誌を活用した情報発信 計7誌（「オレンジページ」「Hanako」「dancyu」等）
- ・ふくしま応援シェフと消費者との交流会 5回実施 延べ134名参加
- ・TOKIO出演テレビCM、消費者・バイヤー・メディア向けセミナーツアー14回実施 等

② 消費者と生産者等との理解交流

風評に惑わされることなく自らの判断で食品の選択ができるよう、県内の農林水産業関係者の取組を広く紹介するとともに、消費者と生産者との理解交流を図り風評払拭に資する取組を実施しました。

- ・農産物放射能検査場の現地視察等 9回実施、延べ386名参加

◆情報発信の分析とマネジメント

県として統一感を持った効果的な発信を行うとともに、情報発信を四半期ごとに分析・検証し、スピード感をもって改善を図るなど、情報発信をマネジメントしながら、本県の「魅力」と「今」を発信しました。

- ・インターネット調査・分析検証（本県、首都圏、関西、九州：年2回）
- ・グループインタビュー調査・分析検証（首都圏、留学生等を対象：年2回）
- ・主に県外で行うイベント等における調査及び効果検証（ふくしまから はじめよう。サミットin首都圏、ふくしま大交流フェア、日本橋ふくしま館MIDETTE等）

今後の取組 の方向性

■新設した風評・風化対策監の下、県として新たに策定する「風評・風化対策強化戦略」に基づき、民間及び各行政機関と連携した一体的な取組と統一感のある効果的な情報発信を推進し、風評払拭と風化防止を図っていきます。

■引き続き県内外避難者のニーズに応じたきめ細かな情報発信に取り組みます。

2 継続的な行財政改革への取組

◆公社等外郭団体、企業局事業、県立病院等の見直し

公社等外郭団体の見直しや企業局事業の見直し、県立病院の見直し、ファシリティマネジメントなど個別の行財政改革の課題については、それぞれの計画の中で目標や期間を明確にし、適切に進行管理を行いながら継続的に取り組んでいます。



福島県復興シンボルキャラクター
「ふくしまから はじめよう。キビタン」

お問い合わせ先

福島県 総務部 行政経営課

〒960-8670 福島市杉妻町2番16号 Tel 024-521-7093

E-mail organization_management@pref.fukushima.lg.jp